

令和3年度第2回 京都府寄附控除対象特定非営利活動審査委員会議事録
令和3年度第2回 京都市控除対象特定非営利活動法人審査委員会議事録

1 日時 令和3年11月22日（月）午前9時45分から午前11時55分まで

2 場所 京都市市民活動総合センター ミーティングルーム
（ひと・まち交流館 京都2階）

3 出席者

(1) 委員（五十音順）

赤澤委員、小原委員、桜井委員【委員長】、永井委員、前岡委員

(2) 事務局等

（京都府）万所参事、森田課長補佐、担当職員

（京都市）廣瀬地域コミュニティ活性化・北部山間振興部長、
永田市民活動支援課長、檜山担当係長、担当職員

4 議題

(1) 条例指定NPO法人の外部評価結果について

(2) 京都府及び京都市の条例指定の状況等について

5 公開・非公開の別 公開

6 議事の概要

(1) 条例指定NPO法人の外部評価結果について

あやべ福祉フロンティア、花山星空ネットワーク、環境市民、劇研、加茂女、
フォーラムひこばえ、FaSoLabo 京都及び京都DARCの外部評価結果について、
資料「条例指定法人から提出された外部評価結果」に基づき事務局から説明した。

【主な質疑応答】

<あやべ福祉フロンティアについて>

(委員) ボランティアの方自身も高齢者が多い中、地域のニーズもあり、コロナの感染対策をしながら丁寧に対応していかなければならない難しさはあ
ると思われる。一方で、インターネットによる情報発信について、進捗は
どうか。

(事務局) 当課の専門家派遣事業を活用し、100パーセントのものではないが、年
内か年明けには、一定程度の情報を公開することができるよう進めている
と聞いている。技術的な問題というよりは、体制をしっかりと作っていく
ことが課題であるので、そういった点も支援していきたい。

- (委員) 利用者だけでなく、家族や地域の方も法人の情報が気になると思うので、やはり紙媒体以外の広報も実施していただきたい。
- (委員) ホームページの作成は大切だが、それは最終目標ではない。イベントの中止が多く、積極的な広報が難しいと考えているのであれば、例えば、日々の活動状況が分かるよう、スタッフや利用者が感じていることをブログ、SNS等で発信するという方法もある。可能な範囲で、そのようなことも実施していただきたい。
- (委員) 事業が中止になったことで余剰金が発生しているなら、普段はできないところに臨時的に費用をかける機会になるので、法人のインフラを整備するための資金としてほしい。

<加茂女について>

- (委員) 外部評価者が、収益事業と非収益事業の区分について指摘をされているが、どのような趣旨か。
- (事務局) 事業報告書に記載されている事業の項目が定款に規定している事業ごとになっておらず、また、事業報告書の概算事業費の合計金額と活動計算書の事業費の合計金額が一致していなかった。これらについて整合性を図り、分かりやすい表記にするようコメントされているものと思われる。ついては、今後、府から法人に対し、事業報告書の項目を定款の事業ごとに記載し、活動計算書との整合性を図ること、また、事業別の収支の状況を示す内部資料についても、項目を定款に合わせることを指導・助言したい。
- (委員) 組織運営の項目が適正でないという評価されている点は、改善が必要である。
- (委員) 多額の寄附を取得されたので、今後は、中長期的なビジョンを持って、しっかりと運用していただきたい。
- (委員) 法人の組織体制はどうか。
- (事務局) 事業の担い手であるボランティアは、ある程度の人数がいるが、事務を担ってもらえるよい人材が見つかっていない。なお、組織という観点では、現在、現場の実情をあまり知らない理事がおられることから、今後の役員改選で、ボランティアの方に理事に就任していただき、現場と法人をつなぐ体制を作っていくとのことである。

<花山星空ネットワークについて>

- (委員) 令和2年度は約40万円の赤字が発生しているが、法人において要因分析及び対応策の検討はできているか。

(事務局) 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、各種事業の中止、無料オンライン化、定員制限などを行った結果、事業収益が大きく減少するに至ったとのことである。その対応に向けては、法人の会報誌への広告掲載や賛助会員の獲得のため、関連企業や出版社に対して法人から既に依頼を行っており、その結果、会報誌への広告掲載については現時点で前年度（令和2年度）から3社、賛助会員については1件増加しているとのことである。また、従来は、年4回発行されている会報誌のうち1回に寄附依頼書を同封していたが、今年度からはその全てに同封して寄附を募っているとのことである。

(委員) コロナの影響による減収は、コロナが続く以上課題となるため、別の方法で挽回しようとしてされており、引き続きその方向で進めていただきたい。

(委員) コロナの影響が今後も続いていくと想定されるのであれば、中長期的な観点で収益を確保するための取組を検討されてもよいかと思われる。

(委員) 活動計算書に記載のある「京都府事業再出発補助金・応援補助金」とは、コロナ関連の補助金か。また、NPO法人に特化したものか。

(事務局) 京都府のコロナ関係の補助金である。具体的には、アクリル板等のコロナ対策のための衛生用品などの経費に充てていただくための補助金である。NPO法人に特化したものではなく、事業を実施されている法人や個人に幅広くお渡しするものである。

(委員) コロナ禍において、法人の活動内容の発信や地域交流の観点からも、地域団体と積極的に連携されていることは評価できる。

(委員) コロナ禍において、オンラインを活用して事業を継続しつつ、赤字の解消に向けて収益を確保するための取組を積極的に行われている点が評価できる。

<環境市民について>

(委員) 活動計算書に、「受取助成金」という項目を記載されたうえで金額を「0円」としておられるが、これは助成金を受け取っていないにもかかわらず、あえて項目を残して記載しているのか。

(事務局) 前年度（平成31年度）の活動計算書においても、「受取助成金」は「0円」との記載になっていることから、例年、助成金は受け取っておられないのかもしれない。

(委員) 事業収益についても、金額が0円のものも記載されている。定款に定めている事業を全て活動計算書に記載されているのかもしれないが、何らかの意図をもって記載されているのでない限り、事業収益が毎年度0円ということであれば、あえて記載する必要はないと考える。

(委員) 現実的には、その年度に実施しているかどうかにかかわらず、定款に定めている事業を全て活動計算書に記載している法人も多い。研究会活動などのように、収益や費用の動きがなく、決算上には表れないが、活動はあるといったケースもある。

(委員) 少なくとも定款に記載されている事業を全て活動計算書上に記載するのではなく、計算書類の注記において、事業ごとの損益が把握できるようにすることが理想である。費用については、現状においても計算書類の注記を作成しておられ、事業ごとの事業費の内訳が把握できるようになっているため、これに収益の欄を加えていただくことで対応いただけるものと思う。

(委員) コロナ禍の影響により、各種事業を中止又は延期せざるを得ないものもあったが、その中でもオンラインの積極活用をはじめ、様々な工夫を凝らしながら事業継続に努力されたことが評価される。

また、今後は、「環境と人権」など、環境問題のみならず、他分野も組み合わせた事業展開も見据えておられるということで、法人の活動の裾野が更に広がることを期待したい。

さらに、若い世代にも法人の活動に数多く参加いただけるような取組も期待したい。

<劇研について>

(委員) 外部評価者の所見が非常に簡素である。もう少し具体的に記載していただいた方が、法人にとっても成果や課題が把握でき、運営に生かせると思われる。

(委員) 貸借対照表の流動資産の中に「PayPal」とあるが、これは「現金」として記載いただくべきものと思われる。そのため、貸借対照表上は、「現金」として記載いただき、財産目録上は、「現金の内訳」として「PayPal」を記載いただくことが望ましい。

(委員) 当該法人の寄附金額が大幅に減少している要因は。寄附金の集め方が事業と連動しており、コロナの影響で減少につながったものか。

(事務局) 御指摘のとおり、当該法人は、法人に対する寄附というよりも、具体的な事業に対し寄附をお願いされている。令和2年度は、コロナ禍の影響で

多くの事業が中止又は延期となったため、事業実施に対して例年協力いただいていた寄附が大幅に減少したと伺っている。

(委員) 従来は、事業連動型の寄附のスタイルが多く見られたが、寄附というのは、本来、創造的で自由に募ることができるものでもあるので、法人として応援していただきたいということであれば、事業連動型でない寄附募集も検討されてもよいかもしれない。

<フォーラムひこばえについて>

(委員) 新たな建物を建設するに至った経緯は。

(事務局) 国からの要請により、令和4年度中に児童館の耐震改修を行わなければならない、その耐震改修のための建替えということである。

(委員) 今回の耐震改修について、資金計画はどうなっているのか。

(事務局) 児童館の耐震改修について、当該法人が社会福祉法人であれば最大6千万円の補助金を受けることができる、京都市内で唯一NPO法人として児童館運営を行っている当該法人は、その補助金の適用対象外であるため、建替費用を全額法人自身で賄う必要があり、複数の理事やその家族らから借入れを行ってこられた。それに加えて、金融機関等からも借り入れるために、法人の経営を安定化させる必要があった。この法人の最大の収益源が就労・生活介護事業であるため、その利用者を増やして収益を上げ、経営を安定化させたいということで、まずは就労・生活介護棟の建替えをされた。それにより、先日、福祉医療機構から、児童館等を新たに建設するための資金として、9千万円ほどの融資を受けられることが決定したということであり、今後30年間かけて返済される予定である。

(委員) 社会福祉法人であれば補助金を活用できたとのことだが、社会福祉法人化についての検討はされているのか。

(事務局) この間、社会福祉法人化についても検討されており、京都市の担当課とも一定協議されているようであるが、現状は話が進んでいないようである。ただし、法人としても、必ずしも社会福祉法人への移行が望ましいと思っておられるわけではないようである。

(委員) 借入金、法人の事業で得られる収益の中から返済していかなければならないと思われるが、法人の余剰金は決して多くはないため、確実に返済をしていくためにも、支出を抑えながら補助金等も活用するなど、しっかりと事業計画を見直す必要がある。

(事務局) 一点補足させていただくと、建設資金を集めるため、法人職員、利用者、利用者の保護者や元保護者等が有志で「ひこばえ建設委員会 (ひこばY E L L)」という団体を発足され、バザーでの不用品の販売やクラウドファンディングの運用などを行っておられる。その効果もあり、令和2年度は、寄附金額がかなり増加している。

(委員) 大規模な施設改修が必要で、大変な状況の中、収入確保のため努力されていることがうかがえるので、引き続きその努力を期待したい。また、様々な補助金を活用されるなど、貸付けに頼らない収入の確保についても検討されたい。

<FaSoLabo 京都について>

(委員) 外部評価者の所見において、監事の増員について提言されているが、その真意は。

(事務局) 当該法人は、従来から監事を1名体制とされているが、例えば、業務監査を中心とする監事を1名、会計監査を中心とする監事を1名とする役割分担や、ダブルチェックの観点から、複数名置かれることが望ましいと提言されたものであると認識している。

(委員) 当該法人は、ウェブ上の情報発信はツイッターのみで行っているのか。

(事務局) ツイッターに限らず、ホームページ、Facebook、LINE等、様々な媒体を活用しておられる。ツイッターは、インターン生が新たな事業を提案したいということで、新たに開設されたものである。

(委員) 外部評価者の所見において、収益構造の見直しについて指摘されており、法人も、今後寄附金の増加を図っていく旨述べられているので、この点については特に頑張っていたきたい。

(委員) コロナ禍における子どもの状況調査を他団体と行い、政策提言をした旨記載されているが、これは初めての取組か。また、その結果、行政との対話で何か進んだことはあるか。

(事務局) 今回初めての取組であり、京都府から補助金を受け、コロナ禍の中で緊急になされたものである。当該法人のほか、子育て関係のNPO法人3団体と連携して取り組まれた。内容としては、各種協働団体によるコロナ禍での地域ニーズの集約、各協働団体が有する支援スキルの共有、それらを踏まえた政策提言などを行われたものであるが、行政とのやりとりがどこまでなされているかという点は把握できていない。

(委員) 非常に良い契機になったと思うので、引き続きこのような他団体との連携や行政との対話を行い、政策提言にとどまらず、成果を出していただくことを期待する。

<京都DARCについて>

(委員) コロナの感染拡大により、相談件数等に影響はあったか。

(事務局) フォーラムをはじめ、法人のイベントが中止になるなどの影響はあったようだが、相談件数等については、前年度（平成31年度）と比較してもさほど変化はないようである。

(委員) コロナ禍において、当該法人の社会資源としての必要性は高まっており、この先さらにニーズが増えていくと思われる。法人の社会的認知を高めていく好機になると思われるので、PRや応援者の獲得につなげていただきたい。

(委員) 事業報告書の書籍販売の事業についての記載の中で、従事者の人数は2人とあるものの支出額は0円となっているが、当該事業は令和2年度実施されたのか。

(事務局) 前年度（平成31年度）の事業報告書では、支出額が200万円計上されているため、当該事業は費用を要する事業であると思われる。よって、令和2年度は、支出額が0円なので実施されていないものと思われる。

(委員) コロナ禍において、オンラインを活用した相談対応等、入居者以外の方に対する支援も引き続き行っていただきたい。また、外部評価にもありとあり、当該法人の事業は社会的に大変意義のあるものであり、着実に実施されていることを評価したい。

(2) 京都府及び京都市の条例指定の状況等について

京都府又は京都市が条例指定した法人について、資料「京都府及び京都市の条例指定の状況」及び「条例指定NPO法人の寄附金の状況」に基づき事務局から説明した。